航空法

1. 案内情報

① 手続名 : 運航規程及び整備規程の認可及び変更の認可

② 手続根拠 : 航空法第104条第1項

③ 手続対象者 : 航空運送事業者

④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせ下さい。

⑥ 手数料 : なし

⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先:

(運航規程)

- (1) 特定本邦航空運送事業者に係るものにあっては、 国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8731
- (2) 上記以外のものにあっては、

東京航空局保安部運用課 03-5275-9292 (内線7518~7520) 大阪航空局保安部運用課 06-6949-6211 (内線5218~5220)

(整備規程)

- (1) 特定本邦航空運送事業者に係るものにあっては、 国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8732
- (2) 上記以外のものにあっては、 東京航空局保安部整備審査官室 03-5275-9292 (内線7591~7594) 大阪航空局保安部整備審査官室 06-6949-6211 (内線5265、5266)
- ② 受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口:

(運航規程)

提出先である

国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8731 東京航空局保安部運用課 03-5275-9292 (内線7518~7520) 大阪航空局保安部運用課 06-6949-6211 (内線5265、5266)

(整備規程)

提出先である

国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8732 東京航空局保安部整備審査官室 03-5275-9292 (内線7591~7594) 大阪航空局保安部整備審査官室 06-6949-6211 (内線5265、5266)

- 3. 手続情報
 - ① 審査基準 : 航空法施行規則第214条に規定するところによる。
 - ② 標準処理期間:

(運航規程)

- (1) 特定本邦航空運送事業者に係るもの
 - ・設定認可:5~6ヶ月
 - 変更認可: 2~4週間
- (2) 上記以外のもの
 - ・設定認可:1~2ヶ月
 - 変更認可: 2~4週間

(整備規定)

- (1) 特定本邦航空運送事業者に係るもの
 - ・設定認可:5~6ヶ月
 - ・変更認可:1ヶ月
- (2) 上記以外のもの
 - ・設定認可:2ヶ月
 - ・変更認可:1ヶ月
- ③ 不服申立方法: (行政不服審査法の規定による)